

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成27年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
1	建物賃貸借(神奈川県・横 浜年金相談センター)にか かる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年4月1日	株式会社裕生 東京都中央区銀座1-11-3	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	2,704,797	2,462,400	-	
2	建物賃貸借(神奈川県・神 奈川事務センター)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年4月1日	東武ビルマネジメント株式会社 東京都墨田区押上1-1-2	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	7,090,912	6,359,472	-	
3	定期建物賃貸借(千葉県・ 市川年金事務所)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年4月1日	東京興業株式会社千葉支店 千葉県千葉市中央区中央3-3-1フ ジモト第一生命ビル	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	2,482,679	2,073,600	-	
4	定期建物賃貸借(千葉県・ 千葉年金相談センター)に かかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年4月1日	株式会社ハリマシステム 神奈川県横浜西区みなとみらい 2-2-1横浜ランドマークタワー	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	2,419,238	2,332,800	-	
5	定期建物賃貸借(千葉県・ 柏年金相談センター)にか かる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年4月1日	株式会社サンメンテナンス 東京都新宿区新宿5-1-13新宿MO Aビル	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	2,726,514	2,721,600	-	
6	定期建物賃貸借(千葉県・ 船橋年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年4月1日	船橋市 千葉県船橋市湊町2-10-25	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	21,795,840	21,795,840	-	
7	賞与支払届等の発送準備 業務委託	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年5月11日	東京発送株式会社 東京都港区海岸1-9-14	平成26年度調達時にサービス水準の達成状況 に応じた次期契約更新を認めており、当該水準 を満たしていることから、日本年金機構会計規定 第14条第1号により随意契約とする。	27,541,676	11,525,706	-	
8	駐車場賃貸借(東京都・世 田谷年金事務所・2台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年5月18日	東京急行電鉄株式会社 東京都渋谷区南平町5-6 東京不動産株式会社 東京都渋谷区道玄坂1-21-2 東京ライフピア株式会社 東京都世田谷区玉川2-21	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該駐車 場が最適であり、当該駐車場と契約することが事 業の運営上必要であり、当該相手方と日本年金 機構会計規程第14条第1号により随意契約とす る。	-	842,112	-	
9	貸室一時使用賃貸借(港年 金事務所定時決定時調査 会場)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年5月18日	住友不動産株式会社 東京都新宿区西新宿2-4-1	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	1,566,179	1,566,179	-	
10	貸室一時使用賃貸借(立川 年金事務所定時決定時調 査会場)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年6月10日	立川商工会議所 東京都立川市明新街区西新宿2-4- 1	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	1,065,680	1,065,680	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成27年度)

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役員の数(人)	備考
11	定期建物賃貸借(東京都・世田谷年金事務所)にかかる清掃業務委託	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年6月24日	株式会社東急コミュニティー 東京都世田谷区玉川2-21-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため。	2,372,767	2,234,539	-	
12	建物賃貸借(東京都・東京事務センター増床分)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年7月10日	株式会社東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11-1	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが最適なビルであり、当該ビル所有者と契約することが事業の運営上必要であり、当該相手方と日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	42,947,804	42,947,804	-	
13	国民年金第3号被保険者該当届パンチ(CD/DVD作成)委託	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年8月31日	株式会社SAY企画 東京都豊島区東池袋1-48-10	一般競争入札を実施したが、落札者がなかったことから、日本年金機構会計規程第14条第6号により随意契約とする。	19,588,392	18,576,000	-	
14	建物賃貸借(東京都・池袋年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年9月18日	-	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが最適なビルであり、当該ビル所有者と契約することが事業の運営上必要であり、当該相手方と日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	315,789,588	-	-	
15	建物賃貸借(東京都・東京事務センター(TFTビル)増床)にかかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年9月18日	株式会社貿易ビルサービス 東京都港区浜松町2-4-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため。	2,169,763	1,832,238	-	
16	建物賃貸借(東京都・大田年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年11月20日	三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝3-33-1	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが最適なビルであり、当該ビル所有者と契約することが事業の運営上必要であり、当該相手方と日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	104,315,950	104,315,950	-	
17	建物賃貸借(東京都・南大沢共同倉庫)増床分	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年1月19日	東京ロジファクトリー株式会社 東京都東大和市中央3-861-1	倉庫所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	6,997,108	6,997,108	-	
18	文書保存箱等の搬入等業務(南大沢共同倉庫・南関東ブロック本部)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年1月25日	東京ロジファクトリー株式会社 東京都東大和市中央3-861-1	現在、賃貸借契約を締結している倉庫内での業務であることから、同倉庫の賃貸借契約の相手方である当該相手方と日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,389,139	1,082,370	-	
19	建物賃貸借(東京都・大田年金事務所)にかかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年2月21日	野村不動産パートナーズ株式会社 東京都港区浜松町1-9-10	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため。	2,964,806	2,808,000	-	
20	建物賃貸借(神奈川県・新横浜常設型出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月2日	有限会社興商事 神奈川県横浜市中区末吉町2-27	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	16,951,620	16,951,620	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成27年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
21	駐車場賃貸借(東京都・青 橋年金事務所・11台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月3日	-	駐車場所有者と継続して契約することが施設の 運営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,354,320	1,354,320	-	
22	駐車場賃貸借(神奈川県・ 鶴見年金事務所・3台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月6日	東京ガス都市開発株式会社 東京都新宿区西新宿3-7-1	駐車場所有者と継続して契約することが施設の 運営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,166,400	1,166,400	-	
23	建物賃貸借(神奈川県・横 須賀年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月7日	株式会社エフ・ビー・エム 東京都台東区浅草橋1-22-16	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	98,873,160	98,873,160	-	
24	建物賃貸借(東京都・町田 年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月7日	日本土地建物株式会社 東京都千代田区霞が関1-4-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	49,606,752	49,606,752	-	
25	定期建物賃貸借(東京都・ 渋谷年金事務所会議室・倉 庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月8日	有限会社シャイン 群馬県桂林市城町8-38	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	16,744,836	16,744,836	-	
26	建物賃貸借(東京都・立川 年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月8日	鈴春興業株式会社 東京都立川市曙町2-7-16	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	30,452,436	30,452,436	-	
27	定期建物賃貸借(東京都・ 国分寺年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月9日	JR東京西駅ビル開発株式会社 東京都八王子市旭町1-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	36,670,140	36,670,140	-	
28	建物賃貸借(東京都・武蔵 野常設出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月10日	-	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	6,166,296	-	-	
29	建物賃貸借(東京都・練馬 常設出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月10日	-	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	21,381,840	21,381,840	-	
30	建物賃貸借(東京都・南大 沢共同倉庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月11日	東京ロジファクトリー株式会社 東京都東大和市中央3-861-1	倉庫所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	185,041,200	185,041,200	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成27年度)

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役員の数(人)	備考
31	貸室賃貸借(神奈川県・厚木常設出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月11日	三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-5	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	15,075,060	15,075,060	-	
32	駐車場賃貸借(東京都・世田谷年金事務所・2台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月11日	東京都市電設株式会社 東京都渋谷区南平町5-6 東京不動産株式会社 東京都渋谷区道玄坂1-21-2 東京ライフピア株式会社 東京都世田谷区玉川2-21	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,114,560	1,114,560	-	
33	神奈川事務センターIVRの購入	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月11日	ワツコ株式会社 大阪府大阪市都島区都島中道1-6-18	日本年金機構会計規程第14条第4号契約に係る予定価格が少額であるため。	1,501,459	1,073,520	-	
34	定期建物賃貸借(神奈川県・鶴見年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月16日	東京ガス都市開発株式会社 東京都新宿区西新宿3-7-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	232,224,900	232,224,900	-	
35	駐車場賃貸借(千葉県・市川年金事務所・3台分)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月16日	株式会社イー・シー・エスホールディングス 大阪府大阪市浪速区湊町1-2-17	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,166,400	1,166,400	-	
36	定期建物賃貸借(神奈川県・鶴見年金事務所)にかかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月16日	東京ガスファシリティサービス株式会社 東京都新宿区西新宿3-7-1	日本年金機構会計規程第14条第1号ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため。	2,711,931	2,711,802	-	
37	建物賃貸借(東京事務センター)平成27年度増床分	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月17日	株式会社東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	175,028,256	175,028,256	-	
38	駐車場賃貸借(山梨県・甲府年金事務所・20台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月22日	学校法人山梨女子専門学校 山梨県甲府市塩部1-3-14	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,464,000	1,464,000	-	
39	駐車場賃貸借(江戸川年金事務所・7台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月24日	㈱アーネストリー 東京都江戸川区東小松川2-35-5	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,542,240	1,542,240	-	
40	駐車場賃貸借(東京都・港年金事務所・2台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月29日	住友不動産株式会社 東京都新宿区西新宿2-4-1	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	1,166,400	1,166,400	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成27年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
41	清掃業務委託(東京事務セ ンター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月29日	株式会社アセットライフ 神奈川県横浜市中区山下町74-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	18,326,230	15,185,856	-	
42	清掃業務委託(千葉県・千 葉事務センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月30日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	5,574,291	5,324,132	-	
43	建物賃貸借(神奈川県・神 奈川事務センター)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月30日	東武ビルマネジメント株式会社 東京都墨田区押上1-1-2	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	7,090,912	6,359,472	-	
44	事務室等使用料(千葉県・ 千葉年金事務所茂原分室)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成28年3月31日	茂原市役所 千葉県茂原市道敷1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	5,076,000	5,076,000	-	